

■ 『艦隊これくしょん -艦これ-』のキャラクターを申請希望された方へ ■

今回のワンダーフェスティバル2023[夏]にて申請希望されました『艦隊これくしょん -艦これ-』のキャラクターについて(株)角川アーキテクチャ様より下記ガイドラインが規定、提示されておりますので内容をご確認のうえ遵守してください。

ガレージキットイベントの1日著作権許諾の受付について

■特記

造型の元となった原作の媒体を申請時に明記してください。

△ブラウザゲーム『艦隊これくしょん -艦これ-』

△TVアニメ『「艦これ」いつかあの海で』

▲TVアニメ『艦隊これくしょん -艦これ-』

▲劇場アニメ『劇場版 艦これ』

※▲の作品につきましては(株)KADOKAWA様が窓口となります。

●許諾条件

①著作権の許諾は、申し込みのあったイベントに対して、当日のみの販売を条件に受付させていただきます。

※許諾を受けたイベント以外での販売はできません。各イベントごとに申請が必要です。

②製造数量は1アイテムにつき100個までとします。

③ロイヤリティについては、各作品とも以下の計算式となります。

＜販売価格×5%×販売数量＞＝支払いロイヤリティ

※料率は原作により異なります

④申請数に合わせて証紙を発行いたしますので、販売時に商品への貼付をお願いいたします。

※証紙の貼られていない商品を販売されている場合は、無許諾と見なします。

⑤売れ残った在庫について、他の販売イベントや、一般の小売店、同人ショップなどで販売することはできません。また、販売できなかった分の証紙に関しては返却をお願いいたします。

⑥以上の条件について違反が発覚した申請者に対しては、今後1日著作権の許諾を控えさせていただきますことあります。

⑦その他許諾できないもの

ア)原作やキャラクターのイメージを著しく損なうと思われるもの

イ)公序良俗に反するもの

ウ)他の著作物を組み合わせたもの(コラボもの)、他の製品・著作物に付属する形での造形物(既存商品への改造・アレンジパーツなど)

エ)原作(ブラウザゲームもしくはTVアニメ)を同人や二次著作物(アンソロジー等)でアレンジしたものを元にした造形物

オ)原作の絵素材を製品にそのまま使用するもの(絵入りのバッチなど)

⑧なお、販売を前提としない原型のイベントでのブース展示については、⑦の内容に沿っていただいた上であれば、申請だけいただければ特に制限を設けません

●監修申請時の注意

原型の監修申請時に原型が製作途中(未完成)のものは監修ができないため許諾不可とさせていただきます。全体が未完成なのはもちろんです、一部だけ未完成(手ができてない、など)も含まれますのでご注意ください。

※なお、監修はキットの販売時の状態を想定しますので、必ずしも着色されている必要はありません。

不明な点、解釈に迷う点などがある場合はお問い合わせください。

※この書面は本申請の有無に関わらず、該当するキャラクターを申請希望された全ての方へ送付しております。